

平成24年2月17日
日本年金機構

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ

東日本大震災の発生に伴う社会保険料の納期限の延長に係る一部の地域における納期限の指定について

東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1. 被害を受けた地域におけるこれまでの社会保険料の納期限の取扱い

- (1) 東日本大震災により多大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある事業主の方々の社会保険料（厚生年金保険、健康保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、社会保険料の納期限が延長されていました。
- (2) このうち、
 - ① 青森県及び茨城県に所在地を有する事業所については、延長されていた社会保険料の納期限は平成23年7月29日
 - ② また、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されていた社会保険料の納期限が、平成23年9月30日
 - ③ 岩手県及び宮城県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されている社会保険料の納期限が、平成23年12月15日にそれぞれ定められました。

2. 被害を受けた地域における今回の社会保険料の納期限の取扱い

- (1) 今般、宮城県の一部の地域に所在地を有する事業所については、延長されている社会保険料の納期限が、平成24年4月2日（月）に定められました。

延長されていた保険料の納付につきましては、延長後の納期限までに計画的に納付いただきますようお願いいたします。また、納付につきましては、既に送付してあります「納入告知書」（3枚綴り）を添えて金融機関でお願いいたします。

- ④ 延長後の納期限が定められた地域

宮城県の一部の地域（別紙の1）

- ⑤ 対象となる社会保険料

平成23年2月分～平成24年1月分（納入告知書は発送済）

⑥ 延長後の納期限

平成24年4月2日（月）

※ 福島県のうち今回延長後の納期限が定められなかった地域（別紙の2）に所在地のある事業主の方々の社会保険料については、引き続き納期限が延長されています。

④ 納付方法

納入告知書による金融機関での納付になります。

(2) (1)の宮城県の一部の地域に所在地を有する事業所については、平成24年2月分以降の社会保険料は通常どおりになります。

① 納期限

平成24年2月分以降の社会保険料は、従来どおり翌月末日が納期限となります（平成24年2月分は、平成24年4月2日（月）が納期限）。

② 口座振替の再開

口座振替については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止しておりましたが、平成24年2月分保険料（平成24年4月2日（月）納期限）より口座振替を再開いたしますので、3月中に預金残高の準備をお願いします。

なお、震災の影響等により、口座振替を実施することが厳しい事業所におかれましては、お手数をおかけいたしますが、管轄の年金事務所に、保険料口座振替辞退届を提出していただきますようお願いいたします。

※ 納期限が延長されていた平成23年2月分～平成24年1月分の保険料は、口座振替にはなりません。

3. 保険料の納付が困難な場合

災害等により財産に相当な損失を受けたことにより、保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除や納付の猶予の制度があります。

納期限までに保険料が納付されない場合、延滞金が発生する場合がありますので、お早めにお近くの年金事務所でご相談ください。

（注）納付の猶予を受けるためには、担保が必要となる場合があります。

4. 東日本大震災に対処するための特例措置

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、平成23年5月2日に公布・施行され、厚生年金保険等の標準報酬月額の設定等につ

いて、以下の措置が講じられていましたが、平成24年2月末をもって当該特例措置は終了することになりました。なお、特例期間中に要件を満たしている場合は対象となります。

(1) 標準報酬月額の改定の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る厚生年金保険、健康保険及び船員保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされました。

(2) 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険、健康保険及び船員保険の保険料の免除ができることとされました。

(3) 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記(1)の厚生年金保険の標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができることとされました。

また、上記(2)の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

(4) 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記(2)の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとされました。

※ 住所を変更されている場合は、年金事務所に住所変更届を提出していただきますようお願いいたします。また、住所変更はそのまま一時的に避難所等にいらっしゃる場合は、郵便局に避難先届を提出していただくなど、転送の手続きをしていただきますようお願いいたします。

(別紙)

1. 延長後の納期限が定められた地域

都道府県名	地 域
宮 城 県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

2. 引き続き納期限が延長される地域

都道府県名	地 域
福 島 県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、 双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡檜葉町、 双葉郡広野町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村

※ 引き続き納期限が延長される地域については、これまでどおり、口座振替を一律停止しております。

送付している納入告知書により、計画的に納付いただきますようお願いいたします。